函 福 監 平成29年5月11日

社会福祉法人理事長 様社会福祉施設施設長 様

函館市保健福祉部指導監査課長

「函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱」の一 部改正について(通知)

貴職におかれましては、日頃より社会福祉事業の適正な運営にご配慮いただき 感謝申し上げます。

さて、本市の社会福祉法人および施設に対する指導監査業務について、「函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱」により実施しているところですが、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成29年5月11日から適用することとしましたので、通知します。

保健福祉部指導監査課

担当・高木

電話:0138-21-3262

改正案

函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人(以下「法人」という。)および社会福祉施設(以下「施設」という。)の指導監査は、社会福祉法、社会福祉各法および関係通知等に基づき法人運営および事業経営について監査を行うことによって、適正かつ円滑な法人運営と事業運営の確保を図ることを目的として実施するものとし、この要綱は、指導監査の実施に関する基本事項を定めるものである。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、法人(本市の区域のみで事業を行うものに限る。) および別表1に掲げる施設とする。

(指導監査の種類)

第3条 指導監査の種類は、<u>一般監査、特別監査および随時指導監査</u>とする。

(一般監査)

- 第4条 一般監査は、法人および施設の運営について原則として実地により行う指導監査であり、第7条に規定する実施計画に基づき実施するものとする。
- 2 法人の一般監査は、前回の実地による一般監査の結果等により、原 則として別表2に定めるA~Dの格付区分に応じて、次の各号により 実地で実施するものとする。

函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人(以下「法人」という。)および社会福祉施設(以下「施設」という。)の指導監査は、社会福祉法(以下「法」という。),社会福祉各法および関係通知等に基づき法人運営および事業経営について監査を行うことによって、適正かつ円滑な法人運営と事業運営の確保を図ることを目的として実施するものとし、この要綱は、指導監査の実施に関する基本事項を定めるものである。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、法人(本市の区域のみで事業を行うものに限る。) および別表1に掲げる施設 (以下「法人等」という。) とする。

(指導監査の種類)

第3条 指導監査の種類は、一般監査と特別監査とする。

(一般監査)

- 第4条 一般監査は、法人等の運営について原則として実地により行う 指導監査であり、第6条に規定する実施計画に基づき実施するものと する。ただし、法人等の運営等に問題が発生した場合、または通報、 社会福祉法人現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認めら れる場合は、必要に応じて随時に指導監査を実施するものとする。
- 2 法人の指導監査は、毎年度法人から提出される報告書類により法人 等の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、 原則として別表2に定めるA~Eの格付区分に応じて、次の各号により実施するものとする。ただし、新たに設立された法人に対する一般

現 行

改正案

- (1) 「A」格付の法人については、随時および毎年度1回実施する。
- (2) 「B」格付の法人については、毎年度1回実施する。
- (3) 「C」格付の法人については、2年に1回実施する。
- (4) 「D」格付の法人については、4年に1回実施する。
- 3 施設の一般監査は、原則として毎年度1回実地により実施する。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設は、次の各号に定めるところにより一般監査を実施または実施を省略することができる。
 - (1) 別表 1 に掲げる生活保護法関係の施設<u>のうち、前回の実地による</u> <u>一般監査の結果が「C」格付の施設については、</u>一般監査の実施を 2年に1回とすることができる。
 - (2) 別表 1 に掲げる老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者支援施設を除く。)および社会福祉法関係の施設のうち、前回の実地による一般監査の結果が「C」格付の施設については、一般監査を書面による審査に代えることができる。(第14条の規定による法人の格付が「A」および「B」の運営する施設である場合を除く。)
 - (3) 指定障害者支援施設である障害者支援施設<u>のうち、前年度の指定</u> <u>障害者支援施設に対する指導監査の結果、特に重大な運営上の問題</u> <u>点が認められなかった施設については、</u>一般監査の実施を省略する ことができる。
 - (4) 児童福祉施設については、原則として毎年度1回実地により実施することとするが、指導監査の手法および監査事項については、前回の指導監査結果および運営法人の状況等を考慮して弾力的な指導監査を行うことも可能とする。

- 監査は、設立年度または次年度において実施する。
- (1) 「A」および「B」格付の法人については、1年に1回以上実施 する。
- (2) 「C」格付の法人については、3年に1回以上実施する。
- (3) 「D」格付の法人については、4年に1回以上実施する。
- (4) 「E」格付の法人については、5年に1回以上実施する。
- 3 施設の一般監査は、原則として毎年度1回実地により実施する。
- 4 前項の規定にかかわらず、<u>前年度の施設に対する指導監査の結果</u>、 <u>施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が認められなかった施設については、</u>次の各号に定めるところにより一般監査を 実施または実施を省略することができる。
 - (1) 別表1に掲げる生活保護法関係の施設<u>および障害者の日常生活及</u> <u>び社会生活を総合的に支援するための法律関係の施設(障害者支援</u> 施設に限る。)は、一般監査の実施を省略することができる。
 - (2) 別表1に掲げる老人福祉法,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者支援施設を除く。)および社会福祉法関係の施設<u>は</u>,一般監査の実施を書面による審査に代えることができる。

- (3) 児童福祉施設については、原則として毎年度1回実地により実施することとするが、指導監査の手法および監査事項については、前回の指導監査結果および運営法人の状況等を考慮して弾力的な指導監査を行うことも可能とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法人および法人が運営する施設の一般監査の実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施す

現 行 改 正 案

(特別監査)

第5条 特別監査は、社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題があると認められる法人および施設に対して、重点的かつ継続的に実地で行う指導監査であり、必要に応じて随時実施するものとする。

(随時指導監査)

第6条 法人および施設の運営等に問題が発生した場合、または通報、 社会福祉法人現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、前2条の取り扱いによらず、随時指導監査を実施できるものとする。

(一般監査の実施計画)

第7条 一般監査の実施計画は、国の指導監査方針、市の社会福祉行政のあり方および指導監査結果等を考慮し策定するものとする。

ることが効果的と認められるときは、監査の実施の周期が3年に1回 を超えない範囲において、法人と施設の監査を併せて実施するものと する。

(特別監査)

第5条 特別監査は、社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題があると認められる法人等に対して、重点的かつ継続的に実地で行う指導監査であり、必要に応じて随時実施するものとする。

(一般監査の実施計画)

第6条 一般監査の実施計画は、国の指導監査方針、市の社会福祉行政 のあり方および指導監査結果等を考慮し策定するものとする。

(指導監査事項の省略)

第7条 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、法人等の監査において、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の別紙「指導監査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の皿「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略す

ることができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

3 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断できる場合には、法人等の監査において、ガイドラインの皿「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

(指導監査の実施通知)

第8条 実地による指導監査の実施に当たっては、法人および施設に対して、指導監査の根拠規定、日時、場所、指導監査担当者および準備すべき書類等を通知するものとする。

なお、一般監査においては、原則として1箇月前までに通知するも のとする。

(一般監査の調書等)

- 第9条 前条の一般監査の通知時には、「社会福祉法人・社会福祉施設運営調書」(以下「調書」という。)を併せて送付し、事前に当該法人および施設から提出させるものとする。
- 2 北海道と連携し、指導監査を行う施設については、事前に日時等を協議し実施するものとする。

(指導監査の実施方法)

- 第10条 指導監査は、原則として職員2名以上で実施するものとする。
- 2 指導監査は、調書に基づく各項目について、法人の役職員、施設長および施設職員等から状況を聴取するとともに、関係書類および施設状況を確認し実施することとし、具体的な方法については別に定める

(指導監査の実施通知)

第8条 実地による指導監査の実施に当たっては、法人等に対して、指導監査の根拠規定、日時、場所、指導監査担当者および準備すべき書類等を通知するものとする。

なお、<u>実施計画に基づく</u>一般監査においては、原則として1箇月前までに通知するものとする。

(一般監査の調書等)

- 第9条 前条の実施計画に基づく一般監査の通知時には、「社会福祉法人・社会福祉施設運営調書」(以下「調書」という。)を併せて送付し、事前に当該法人等から提出させるものとする。
- 2 北海道と連携し、指導監査を行う施設については、事前に日時等を協議し実施するものとする。

(指導監査の実施方法)

- 第10条 指導監査は、原則として職員2名以上で実施するものとする。
- 2 指導監査は、調書に基づく各項目について、法人の役職員、施設長 および施設職員等から状況を聴取するとともに、関係書類および施設 状況を確認し実施することとし、具体的な方法については別に定める

現 行 改 正 案

ものとする。

(講評)

第11条 指導監査に当たる職員は、実地の指導監査の終了後、改善を要すると認められる事項等について講評を行うものとする。

(指導監査結果の通知等)

- 第12条 指導監査の結果、改善を要する事項が認められるときは、次の 各号により定める文書指導および口頭指導の区分を明示し、原則とし て1箇月以内に法人または施設に通知するものとする。
 - (1) 文書指導 次のアまたはイに該当する指導とする。
 - ア その運営に著しく適正を欠く等、特に大きな問題がある事項に 関する指導。

<u>なお、特に大きな問題があると認められる事項は、次のような</u> 事例をいうものとする。

- ① 法人において関係法令・通知の違反行為があった(特に大きな問題があるもの)。
- ② 特定の個人または特殊な関係にある少数の者が独断による法人運営を行っている。
- ③ 役員(評議員)の選任,新規事業,資金借入,基本財産処分 等の重要事項が未審議であるなど理事会(評議員会)が形骸 化している。
- ④ 法人、施設または事業において資産または会計管理上の不備がある。(法人の事業と無関係な担保提供、理由がない高額な随意契約およびその契約先からの高額な寄附、会計処理上の問題が多発、入所者預り金のずさんな管理等)
- ⑤ 財政の悪化および再建中の状況にある。
- ⑥ 職員の未充足、居室等の不適当な転用など、施設の設備およ び運営に関する基準に違反している。
- (7) 不祥事が発生した。(不正経理、国庫補助金等の水増し請求、

ものとする。

(講評)

第11条 指導監査に当たる職員は、実地の指導監査の終了後、改善を要すると認められる事項等について講評を行うものとする。

(指導監査結果の通知等)

- 第12条 指導監査の結果、改善を要する事項が認められるときは、次の 各号により定める文書指導、口頭指導および助言の区分を明示し、原 則として1箇月以内に法人等に通知するものとする。
 - (1) 文書指導 法令または通知等の違反が認められる事項。
 - (2) 口頭指導 法令または通知等の違反が認められるが、違反の程度 が軽微である場合または違反について文書指導を行わずとも改善 が見込まれる場合。
 - (3) 助言 法令または通知等に違反が認められない場合でも、法人等 の運営に資すると考えられる事項。

利用者の生命・身体・精神に関わる問題等)

- イ 3年間改善が図られていない同一の口頭指導の事項に関する指 導 (速やかに改善されることが見込まれる場合,軽微な場合お よびその他事情やむを得ないと認められる場合を除く。)
- (2) ロ頭指導 文書指導事項以外の改善を要する事項に関する指導と する。

(改善等の指示)

- 第13条 <u>指導監査</u>事項については、通知後2箇月以内に改善状況に関する報告書を求めるとともに、必要に応じて改善状況を確認するために 特別監査等を実施するものとする。
- 2 指導監査の結果については、函館市社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱に基づき公開するものとする。
- 3 文書指導とした事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、社会福祉法または社会福祉各法に基づき改善勧告または 改善命令を行うなど厳正に対処するものとする。
- 4 社会的に許容されない不祥事に係るものについては、当該不祥事の 当事者、法人の責任者、施設管理者等の社会的責任を明確にするた め、関係者の氏名の公表等を検討するものとする。

(指導監査結果)

第 14 条 指導監査の結果は、<u>法人および施設</u>ごとに<u>別表 2 に掲げる A</u>, B, Cまたは D に 区分し、これを <u>第 7 条</u> に規定する 実施計画の 策定の 参考とするものとする。

(指導監査の実施体制)

第15条 指導監査の実施に当たっては、老人福祉、障害福祉、生活保護 および児童福祉の関係課(以下「関係事業課」という。)と指導監査課 が事前に十分に連絡調整を行い、指導監査を実施するものとする。

(改善等の指示)

- 第13条 文書指導および口頭指導とした事項については、通知後2箇月 以内に改善状況に関する報告書を求めるとともに、必要に応じて改善 状況を確認するために実地による調査等を実施するものとする。
- 2 指導監査の結果については、函館市社会福祉法人および社会福祉施 設の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱に基づき公開するものと する。
- 3 文書指導とした事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、社会福祉法または社会福祉各法に基づき改善勧告または 改善命令を行うなど厳正に対処するものとする。
- 4 社会的に許容されない不祥事に係るものについては、当該不祥事の 当事者、法人の責任者、施設管理者等の社会的責任を明確にするた め、関係者の氏名の公表等を検討するものとする。

(指導監査結果)

第 14 条 指導監査の結果は、<u>法人等</u>ごとに<u>別表 2 に掲げる格付に区分</u> <u>し</u>, これを<u>第 6 条</u>に規定する実施計画の策定の参考とするものとす る。

(指導監査の実施体制)

第15条 指導監査の実施に当たっては、老人福祉、障害福祉、生活保護 および児童福祉の関係課(以下「関係事業課」という。)と指導監査課 が事前に十分に連絡調整を行い、指導監査を実施するものとする。

現 行	現 行 改成 正 案	
2 指導監査の円滑な実施とその実効性を図るため、指導監査課および 関係事業課の課長で構成する指導監査連絡会議を設置する。	2 指導監査の円滑な実施とその実効性を図るため、指導監査課および 関係事業課の課長で構成する指導監査連絡会議を設置する。	
(補則) 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。	(補則) 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は,市長が別に定める。	
所 則 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年7月2日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年8月3日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年2月10日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年8月7日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年8月7日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。	所 則 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年7月2日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年8月3日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年2月10日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年8月7日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。	

現 行 改 正 案

別表1

指導監査対象施設一覧

1日等血且 人		
区 分	施設の種類	
生活保護法関係	• 救護施設	
	• 授産施設	
老人福祉法関係	・養護老人ホーム	
	・特別養護老人ホーム	
	・軽費老人ホーム	
障害者の日常生活及び社会生活	・障害者支援施設	
を総合的に支援するための法律	・福祉ホーム	
関係		
児童福祉法関係	• 母子生活支援施設	
	•保育所	
就学前の子どもに関する教育,	・幼保連携型認定こども園	
保育等の総合的な提供の推進に		
関する法律関係		
社会福祉法関係	・無料低額診療事業	
	・無料低額介護老人保健施設	

別表1

指導監查対象施設一覧

相等監直刈家爬取一見		
区 分	施設の種類	
生活保護法関係	• 救護施設	
	• 授産施設	
老人福祉法関係	・養護老人ホーム	
	・特別養護老人ホーム	
	・軽費老人ホーム	
障害者の日常生活及び社会生活	• 障害者支援施設	
を総合的に支援するための法律	・福祉ホーム	
関係		
児童福祉法関係	• 母子生活支援施設	
	・保育所	
就学前の子どもに関する教育,	・幼保連携型認定こども園	
保育等の総合的な提供の推進に		
関する法律関係		
社会福祉法関係	・無料低額診療事業	
	・無料低額介護老人保健施設	

	現 行			改正案	
別表 2 社会福祉法 格付区分 A	法人および社会福祉施設の指導監査格付基準 基 準 法人および施設の運営上、特に問題があり、現在なお 十分な改善がなされているとは認められず、重点的かつ 継続的に指導を行うことが必要と認められた次の事項に 該当する法人および施設 1 前年度、文書指導し、継続して確認および指導が 必要と認められた法人および施設 2 特別監査を実施し、その結果、継続して確認および指導が必要と認められた法人および施設 3 財政の悪化および再建中の法人 次に掲げる項目に該当する法人および施設 1 前年度において、新設された法人・施設 2 当該年度において、補助事業による施設整備(創 設、増改築)を行う法人 3 財政の悪化および再建中の法人(改善の方向にあ	7.	表 2 社会福祉法 格付区分 A	生人および社会福祉施設の指導監査格付基準 基 準 法人等の運営上、特に問題があり、現在なお十分な改善がなされているとは認められず、重点的かつ継続的に指導を行うことが必要と認められた次の事項に該当する法人等 1 文書指導し、改善状況に関する報告を確認の結果、継続して確認および指導が必要と認められた法人等 2 特別監査を実施し、その結果、継続して確認および指導が必要と認められた法人等 3 財政の悪化および再建中の法人 次に掲げる項目に該当する法人および施設 1 文書指導し、改善状況に関する報告書を確認の結果、改善が認められた法人等 2 特別監査を実施し、その結果、改善が認められた法人等	
					_

現 行	改正案
理 行 C AおよびB以外の法人および施設 D Cの法人のうち、外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断されるとき、または、当該法人において苦情解決への取り組みが適切に行われており、かつ福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めており、さらに以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断される法人 1 地域社会に開かれた事業運営が行われている。福祉関係養成校等の研修生の受け入れ、または介護相談員の受け入れに加え、ボランティアの受け入れや地域との交流が積極的に行われている。 2 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。	

現 行	改正案
現	正 案 Aの要件を満たし、かつ以下のいずれかの事項を満たす法人等 ア 社会福祉法第36 条第2項及び法第37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45 条の19 第1項及び社会福祉法施行規則(昭和26 年厚生省令第28号。以下「規則」という。)第2条の30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 イ 会計監査人を設置していない法人において、社会福祉法第45 条の19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合